

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 126 「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」の概要

今回は、平成 29 年 1 月 27 日に企業会計基準委員会から公表された「債券の回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」(以下、「本公開草案」とします。)について説明します。

本公開草案は、退職給付債務、勤務費用及び利息費用(以下合わせて「退職給付債務等」とします。)の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りがマイナスとなる場合の割引率に関する当面の取扱いを示すことを目的とするものです。

【会計処理】

退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることとします。

【適用時期】

平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度までの適用が提案されています。

なお、本論点に関しては、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて引き続き検討を行い、当該検討の進捗状況によっては、本公開草案における取扱いを平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度も継続することを検討することが提案されています。

【平成 28 年 3 月期決算の状況】

平成 28 年 3 月期決算においては、退職給付債務等の計算における割引率への

マイナスの利回りを利用することの是非について、会計基準等で明確に定まっておらず、第 331 回企業会計基準委員会議事の以下の記載に基づいて会計処理されていました。

「退職給付債務の計算における割引率について、平成 28 年 3 月決算においては、割引率として用いる利回りについて、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられる。」

なお、上記の記載内容が示す会計処理と本公開草案が示す会計処理は同様の内容となっています。

【関連基準等】

- ・実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」
- ・第 331 回 企業会計基準委員会議事（平成 28 年 3 月 9 日（水））
議事概要別紙（審議事項(4)マイナス金利に関する会計上の論点への対応について）